

2012年（平成24年）3月16日

セコム株式会社

代表取締役 前田 修司 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖



〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201

FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕萩原司法書士事務所

司法書士 萩原 忠利

TEL：078-858-8182

FAX：078-858-8183

申 入 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申し入れます。

つきましては、本申し入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後1ヶ月以内に文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申し入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申し入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴社の「セコム・ホームセキュリティのご契約説明書」中の「9. セコム・ホームセキュリティご利用規定（機器レンタルの場合）」「9.」を、特定商取引法10条1項3号及び25条1項3号に適合するよう改定を申入れます。

第2 申入れの理由

(1) 貴社が顧客との契約に際し交付する「セコム・ホームセキュリティのご契約説明書」中の、「9. セコム・ホームセキュリティご利用規定（機器レンタルの場合）」「9.」（以下「本件条項」といいます）は、契約期間満了前の解約につき、次のように規定しています。

9. ①お客様が、お客様の理由によりこの契約を当初契約期間満了前に解約するときは、次の算式で求められる解約金を直ちにセコムに支払うものとします。この金額とセコムが収納する保証金の合計額が、お客様が負担する金額となります。

$$\text{解約金} = \text{基準月額} \times \frac{1}{5} \times \left[\begin{array}{l} \text{当初契約期間の} \\ \text{残存契約期間月数} \end{array} \right]$$

基準月額：この契約の終了日現在の契約料金月額

（サービスが停止されているときは、停止前の契約料金月額とします）

②お客様の解約の申し出が真にやむを得ないときは、セコムは解約金の額を減額するか、または解約金の請求を行わないものとします。

本件条項①は、「お客様が、お客様の理由によりこの契約を当初契約期間満了前に解約するときは、次の算式で求められる解約金を直ちにセコムに支払うものとします。この金額とセコムが収納する保証金の合計額が、お客様が負担する金額となります。」としており、中途解約金の計算式を掲げております。

(2) 一般に、警備契約を締結する消費者は、警備業者の訪問販売や電話勧誘販売を契機として警備契約の締結に至る場合が多いのが実情です。なぜならば、警備契約の内容を決定するためには、警備の対象となる物件を現地で確認した上で提供サービスの説明をすることが不可欠となるからです。そうすると、消費者が電話やインターネットで資料請求し、消費者の自宅で契約する場合は訪問販売に該当しますし、警備業者が勧誘の電話をかけ、それによって消費者が、契約の申し込みをする場合は、電話勧誘販売に該当します。

(3) この点、貴社の「セコム・ホームセキュリティのご契約説明書」においても、特定商取引に関する法律（クーリング・オフ）が適用される場合について、項を設けて説明されており、貴社の販売形態に特定商取引法が適用されることを十分に意識されておられることと存じます。しかしながら、特定

商取引法10条1項3号及び25条1項3号は、訪問販売及び電話勧誘販売に該当し、当該役務提供契約の解除に関し、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該役務提供契約の解除が、当該役務の提供開始後である場合、「提供された当該役務の対価に相当する額に法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額」の金銭の支払いを役務の提供を受ける者に対して請求することができない旨定めており、契約の解除等に伴う損害賠償等の額に制限を設けております。しかるに、本件条項①によれば、「提供された役務の対価に加えて残存契約期間に比例した解約金」を支払わなければならない、特定商取引法10条1項3号及び25条1項3号の契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限に比し、高額の中途解約金の支払いを余儀なくされることとなります。

(4) したがって、本件条項は、特定商取引法10条1項3号及び25条1項3号の解除等に伴う損害賠償等の額の制限規定に反し、同法10条1項3号及び25条1項3号に抵触していると言わざるを得ません。

(5) そこで、本件条項を特定商取引法10条1項3号及び25条1項3号に適合するよう改定を申入れます。